

平成30年度 第2回 中種子町職員採用試験募集要項

1 試験の日時

平成30年 9月16日(日) 受付 午前8時20分～8時40分

2 試験区分, 使用予定人数, 勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定人数	勤務先及び職務内容
一般行政職	若干名	町長事務部局, 議会事務部局, 各種委員会事務部局又は公営企業事務部局で一般事務に従事
保健師	若干名	町長事務部局
保育士	若干名	町長事務部局
土木技術職	若干名	町長事務部局, 公営企業事務部局で土木工事設計等に従事
建築技術職	若干名	町長事務部局

3 受験資格

(1) 年齢及び学歴要件

一般行政職	昭和63年4月1日から平成13年4月1日までに生まれた者で, 高等学校以上を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者
保健師	昭和58年4月2日以降に生まれた者で, 資格を有する者又は平成31年3月31日までに資格取得見込みの者
保育士	昭和58年4月2日以降に生まれた者で, 資格を有する者又は平成31年3月31日までに資格取得見込みの者
土木技術職	昭和58年4月2日以降に生まれた者で, 高等学校以上の学校の土木課程又は各種専門学校土木課程を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者
建築技術職	昭和58年4月2日以降に生まれた者で, 高等学校以上の学校の建築課程又は各種専門学校建築課程を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業見込みの者

(2) 障害者を対象とする採用

次のア・イのすべての要件に該当する者

ア 平成13年4月1日までに生まれた者

イ 自力により通勤ができ, かつ, 介護者なしに職務の遂行が可能な者

(3) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁固以上の刑に処せられ, その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 試験会場

中種子町中央公民館

- 小会議室（1階）：教養試験・専門試験・作文試験 ○第1会議室（1階）：面接試験

5 受験手続き及び申込期間

(1) 申込書の請求先

- 配布場所

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地

中種子町役場 総務課 行政係 電話番号（0997-27-1111 内線211）

- 郵便での請求方法

封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（12cm×23.5cm以下）を同封し、上記まで請求してください。

- 中種子町ホームページ (<http://town.nakatane.kagoshima.jp>) から申込書様式は、ダウンロードできます。

(2) 申込方法

- 申込書の提出

申込書に所定の事項を記入し、署名捺印の上、役場総務課に提出してください。郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きし、簡易書留郵便にしてください。

- 受付期間

平成30年 7月23日（月）～平成30年 8月20日（月）午後5時15分必着です。

(3) 提出書類等

- 受験申込書（自筆で記入し写真を必ず貼付）
○ 最終学校卒業証明書（見込書）及び資格証明書
○ 写真2枚（4cm×3cm 最近2ヶ月以内に撮影したもの。無帽で正面から上半身を写したもの）
※1枚は主受験申込書貼付用、他1枚は受験票貼付用。
○ 受験票（10cm×14.8cm）交付用に宛先明記の返信用封筒（受験票同封出来るもの）と392円分の切手

6 受験票の交付

平成30年 9月3日（月）までに郵送します。受験票は試験当日必ず持参してください。

7 試験科目及び試験時間・内容

試験科目	試験区分	時間	試験内容
教養試験	一般行政職	9:00～11:00	高等学校卒業程度で社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能についての筆記試験
専門試験	保健師	9:00～10:30	専門的知識の関する筆記試験
	保育士		
	土木技術職		
	建築技術職		

作文試験	全職種	11:20~12:20	文章による表現力，課題に対する理解力，考え方及び文章構成等についての筆記試験
面接試験	全職種	13:30~	人柄、性向性についての口述試験

8 合格発表

平成30年10月中旬までに、役場前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には文書で通知します。また、中種子町のホームページに合格者の受験番号を掲載します。

9 合格から採用まで

- (1) 合格者は、採用候補者名簿に登録し、町職員に欠員が生じ、その補充を町長が必要と認めた場合、この中から採用者を決定します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、名簿確定の日から原則1年間です。

10 給与及び勤務時間等

中種子町職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づきます。